

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

10 借換資金

1 目的

この資金は、経営の安定を図るための既往債務の借換えに資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるものとする。
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

3 資金使途及び適用要件

資金使途は借換えに用いる運転資金とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の制度資金の融資残高があり、その残高を借り換えることにより経営の安定や改善が見込まれるもの
- (2) 市の制度資金及び北海道の制度資金の融資残高があり、その残高を借り換えることにより経営の安定や改善が見込まれるもの
- (3) 市の制度資金及び信用保証協会の保証付き資金の融資残高があり、その残高を借り換えることにより経営の安定や改善が見込まれるもの
- (4) 市の制度資金、北海道の制度資金及び信用保証協会の保証付き資金の融資残高があり、その残高を借り換えることにより経営の安定や改善が見込まれるもの

4 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸 付 限 度 額	(1) 既往借入金の融資残高 (2) 既往借入金の借換えに伴い、新たな資金を借り入れる場合は当初借入額
貸 付 期 間	10年以内
据 置 期 間	3年以内
貸 付 利 率	変動金利 取扱金融機関と融資申込者との間で、当初は年3.9%以下で定める利率とする。 その後、市場金利の変動に合わせて、各取扱金融機関の定めにより変動する。
担 保 ・ 保 証 人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

5 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明 書の写し (法人の場合)	決算書・確定申告 書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	業種の場合 (許可認可を要する の写し)	所在地の見取図	その他必要な書類（必要に応じて他の資料を求める 場合あり）
○ (3か月以 内のもの)	○ (2期分)	運転		○	○	・ 個別様式第10号 ・ 既往借入明細書の写し

6 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市借換」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

7 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、以下の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

借換資金

1 融資借換え方法

- (1) 資金を複数借入れている場合は、一本化して申し込むことができる。
- (2) 借換えの対象とする借入金について、当該借入金の返済が4分の1以上済んでいる場合、新たな借入額を含め、当該借入金の当初借入額まで申し込むことができる。